



ふれあい塾 (ろまん倶楽部)の 生徒を募集します

ふれあい塾の演劇コースは、自立自助を目的に、昨年9月に開校し、平成8年3月には、公演を行うなど生きがいのある活動を行っています。

本年度は、「寿大学生」として積極的に社会参加し、視野を広めながら、より生きがいのある充実した生活を生み出していくことを目的に募集いたします。

意識改革の第一歩として演劇による自己表現をしてみませんか！

- とき 平成8年6月から平成9年3月まで 毎週水曜日午前9時30分から11時30分まで 30回程度 (一部木曜日)
 - ところ 遠賀町ふれあいの里センター
 - 対象 町内在住の人で演劇に興味のある人
 - 内容 元現代演劇協会劇団「昴」で活躍され、現在福岡市で演出家をされている美和哲三先生の指導により、「生きた言葉」のしゃべりかたから上演までを、来年3月の公演に向けて学習します。
 - 募集人員 30人
 - 受講料 無料
 - 申し込み ふれあいの里センターに申込用紙を置いてありますので、必要事項を記入の上、申し込んでください。
- ※詳しくは、ふれあいの里センター ☎(293)2030 にお問い合わせください。

第1種町営住宅の入居者(一戸)を募集しています。



- 場所 遠賀町大字広渡
- 募集戸数 第一種(3K) A棟1階1戸
- 家賃 月額29,500円
- 共益金 月額4,000円程度
- 敷金 88,500円(家賃の3か月分)
- 入居資格
 - 町内に住所または勤務場所を有する人。
 - 現に同居している、または同居しようとする親族がある人。
 - 収入が下表の基準以内の人。
- 申込期間 5月31日(金)まで
- 申し込み・問い合わせ 総務課管財係

■ 入居資格収入基準(給与所得者の場合)

(収入のある人が1人の場合)

種別	同居(扶養親族)収入基準	1人	2人	3人	4人
		第一種	115,000円をこえ 198,000円以下	2,708,000円をこえ 4,027,999円以下	3,208,000円をこえ 4,463,999円以下

- 申込方法 申込書類は役場福祉課福祉係にあります。
- 問い合わせ 福祉課福祉係
- 内容 高齢者の居室等を増築、改築又は改造するために、必要な資金のうち、百五十万円までを貸付する制度です。
- 申込受付期間 6月3日(月)から11月29日(金)まで
- 申込資格 60歳以上の人と同居している人、同居しようとする人。一方または双方が六十歳以上である高齢者世帯。

福岡県高齢者居室整備資金貸付事業が実施されます

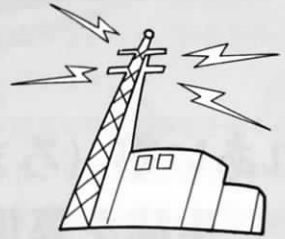
- 料金 二千六百円
- 申し込み 保健衛生係まで料金と印鑑をお持ちください。
- 配付方法 7月中旬以降に自宅までお届けします。
- 申し込み期限 6月28日(金)まで(締切りを厳守します)
- その他 コンポスト製造器には酸酵促進剤が一箱付きます。また酸酵促進剤(一箱・三百五十円)は保健衛生係の窓口で常時販売していますので、ご利用ください。

コンポスト製造器の購入助成を行います(二世帯二器程度・先着五十基)

くらしの

LIVING INFORMATION

情報



納税

固定資産税(1期)
国民健康保険税(1期)
5月31日(金)まで

役場 293-1234

妊婦相談が

あります

●とき 6月3日(月) 午後1時
30分～3時30分(受付は午後1
時20分～1時30分)

●ところ 役場保健室

●内容 母子健康手帳の交付、産
前・産後の知識、妊婦体操とお
産の補助動作

●持ってくるもの 印鑑(当日、
母子健康手帳を受け取る人)

●料金 無料

●問い合わせ 福祉課保健衛生係

わんぱく教室があります
(テーマは七夕を飾って遊ぼう!)

●とき 6月11日(火) 午前10時
～11時30分(受付は午前9時30
分～10時)

●対象 生後4か月児～就学前の
乳幼児

●ところ 遠賀町コミュニティ

センター

●内容 保母さんのお遊び、育
児交流、言語訓練士による言葉
の相談(予約制)

●持ってくるもの 水筒、おしほ
り、ハサミ、のり、包装紙

●料金 無料

●その他 動きやすい服装で参加
してください

●問い合わせ 福祉課保健衛生係

**1歳半健康診査が
あります**

●とき 6月13日(木) 午後1時
10分～1時40分

●ところ 遠賀町中央公民館

●対象 平成6年10月から12月ま
でに生まれた幼児(1歳6か月
～1歳8か月児)

●持ってくるもの 母子健康手帳、
健診票(対象者に通知します)

●内容 身体測定、小児科医・歯
科医による診察、保健婦による
保健指導

平成8年度 不正大麻・けし撲滅運動 きれいなけしの花にご用心

きれいなけしの花を見かける季節
になりましたが、けしには植えて良
いものと悪いものがあります。植え
てはいけないけしの特徴は次のとお
りです。

- 草丈が高い
- 茎が白っぽく毛が少ない
- 茎を抱き込むように葉が生えてい
る
- 葉が大きく長楕円形で、まわりの
切れ込みが浅い など

このようなけしを見かけた人は、
遠賀保健所までご連絡ください。

☎(201)4161

6月は児童手当 の月です

●料金 無料
●その他 対象者には個人通知し
ます
●問い合わせ 福祉課保健衛生係

届け出

▽現況届

現在、児童手当の支給を受けて
いる人は6月中に「児童手当現況
届」を福祉課福祉係へ提出してくだ
さい。この手続きをしないと引
き続き支給できる資格があっても
6月分からの手当が受けられなく
なります。

▽認定請求

支給資格があるのに未請求の人
は認定請求書を提出してください。
●受給資格
3歳未満の児童を養育している
こと。

※自分の子どもでなくても監護
し、一定の生計関係があれば支

給を受けることができます。た
だし、前年の所得額が一定額以
上の場合には支給されません。

●支給金額 第一子・二子は月額
五千元、第三子以降は月額一万
円です。

●申し込み 6月28日(金)まで
に福祉課福祉係へ(現況届の用
紙は対象者に送付します。)な
お、平成8年1月1日以後に転
入された人は、前住所地の児童
手当用所得証明書が必要です。

**パーキンソン病な
どの患者・家族の
集いがあります**

●とき 6月11日(火) 午後1時
30分～3時30分(受付は午後1
時15分～)

●ところ 遠賀保健所(水巻町吉
田)

●内容 気になる便秘について

●料金 無料

●申込先 遠賀保健所保健予防課
☎(201)4161 6月7

日(金)までに電話で申し込ん
でください。

**平成8年度
ラブアース・クリーン
アップ遠賀を開催します**

皆さんで「美しい自然」を守り
ましょう。今年6月9日(日)
に「ラブアース・クリーンアップ
'96」が九州各県・山口県下関市、
その他各地で開催されます。遠賀
町においても同じ日に清掃活動を
実施しますので、美しい自然を守
るために皆様方多くの参加をお待
ちしております。
※詳細については、回覧板等をご
覧ください。



国保年金係 からのお知らせ 住民税非課税 世帯の人は 手続きを

国民健康保険や老人医療で入院している人には、入院中の1日にかかる食事代のうち600円を皆さんに負担していただき、残りを国保や老人医療が負担しています。しかし、住民税が非課税である世帯の人などは、負担する額が次のとおり減額されますので手続きをしてください。手続きをされますと減額認定証を交付します。

入院時の食事代の標準負担額	一般	1日	600円
	住民税非課税世帯等	90日までの入院	1日 450円
		90日を超える入院	1日 300円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金の受給権者		1日	200円

- **手続きに必要なもの** 健康保険証、老人医療受給者証（老人医療に該当する人のみ）、印鑑、領収書など入院日数の確認できる書類（入院日数が90日を超える人のみ）
- **問い合わせ** 役場住民課国保年金係 ☎（293）1234 内線221、222

上手に飼えば かわいい ペット



最近、ペットの飼い方に対する苦情が増えています。ペットを飼っている人はご近所に迷惑のかからないようにしてください。猫については決められた場所で排便するように「しつけ」をしてください。犬については必ずひもなどでつないでおくか、おりの中で飼うようにしてください。また、むだ吠えをさせないように散歩させましょう。

どうしてもペットを飼いきることができない人は、遠賀保健所 ☎（201）4161 までお連れくださればお引き取りいたします。

水道週間 6月1日～7日

大切さ忘れず ひねる蛇口

6月1日から7日までの1週間、全国一斉に水道週間が実施されます。

水道は、町民の健康で文化的な日常生活を支える最も重要な施設であるだけでなく、生活環境の改善や防火、産業の発展などの効用を兼ね備えており、人間の生存にとって欠くことの出来ない施設です。

水道週間は、こうした水道についてみなさんのよりよい理解と、関心を高めていただくために実施されるものです。週間中の行事などに、積極的にご参加ください。

浄水場を見学しませんか

中間の浄水場では、原水を回転円板法により生物酸化処理しています。

生物酸化処理とは、川の流れの中で自然にくりかえされている酸素の供給と、生物による有機物の分解という浄化の作用を、回転円板装置の中に集約したもので、これは、日本の水道の歴史の中で初めて実施した処理方法です。生きた社会教育の場として、見学ください。見学は展示室のある唐戸浄水場でどうぞ。

花の種とパッキンを無料配布

花の種（カスミ草ほか）とパッキンを無料で配布します。お気軽に水道局にお越しください。

- 問い合わせは、遠賀町役場内の
中間水道局遠賀営業所へ

6月5日から6月11日までの間は、海洋環境保全推進週間です。

「未来に残そう青い海」若松海上保安部からのお知らせ

- ▽保母試験受験準備講習会
 - とき 7月15日（月）から27日（土）までの十二日間
 - ところ 第一経済大学記念厚生会館
 - 申し込み 6月10日（月）から27日（木）までに福岡県保育所連盟 ☎092（641）7934へ（申込用紙は役場福祉係にあります。）

平成8年度保母試験受験準備講習会 があります

折尾女子経済短期 大学公開講座が あります

- ▽経済講演会
 - とき 6月18日（火）午後5時～6時
 - ところ 折尾女子経済短期大学
 - 内容 「価格破壊はどこまで進むか」

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」を合言葉に、海洋環境保全運動を推進します。青く美しい海を未来に残すのは私たちの責任です。プラスチック類や空き缶等のゴミを捨てないようにしましょう。また、6月12日から6月21日までの間は、「海上環境事犯一斉取締り」を実施します。

- 講師 高田清昭先生
- 募集人員 六十人（定員になり次第締切り）
- 参加料 無料
- ▽パソコン講座（初心者向け）
 - とき 6月18日（火）から7月19日（金）までの毎週火・金曜日 午後5時から7時まで、計十回
 - ところ 折尾女子経済短期大学
 - 講師 橋本哲宣先生
 - 募集人員 三十人
 - 参加料 無料（ただし資料代が二千元必要です。）
- ※詳しくは、折尾女子経済短期大学公開講座係 ☎（602）2105 にお問い合わせください。

しない・させない 車の不正改造

車の不正改造は、交通事故の直接の原因となるだけでなく、排出ガスによる大気汚染、騒音等により周囲の環境破壊にもつながって、社会全体の迷惑となっています。

不正改造の防止の徹底を図るため、6月1日から30日までの1か月間「不正改造を排除する運動」が全国的に展開されます。

暴走行為や過積載を目的とする車の不正改造はやめましょう！

※詳しくは、九州運輸局福岡陸運支局
☎092(673)1193へ

お父さん・お母さん！ 家族をキャンプに連れて いく自信がありますか？

そんなあなたのための講習会
「楽しいアウトドアライフ」



今回の講習会は、キャンプなど今からアウトドアを始めてみたい人へのアドバイス講習会です。講習の内容も浅く広く組んでいます。恥ずかしがらずに参加してください。

(レクリエーションインストラクター養成講習会ではありません)

●期日と時間

- 第1回目 6月11日(火) 午後7時30分～9時30分
- 第2回目 7月9日(火) 午後7時30分～9時30分
- 第3回目 8月20日(火) 午後7時30分～9時30分
- 第4回目 9月7～8日(土・日) 一泊二日 7日午後1時30分～

8日午後3時
第5回目 10月20日(日) 午前9時～午後3時30分

●ところ 遠賀コミュニティセンター及び町内のフィールド

●参加対象者 一般のお父さん・お母さん、子ども会育成会役員、地区公民館役員、その他でキャンプなどのアウトドアに興味のある人及び今から始める人

●講習内容

◇第1回目 開講式及び講義「楽しいキャンプの方法」

キャンプ地の選び方・用具・献立・調理法などを分かりやすく説明します。

◇第2回目 実習「救急法」

人口呼吸の方法及び止血の方法と骨折手当てなど実際に体験(練習)を行います。

◇第3回目 実習「結索法とスターウオッチング」

野外や家庭に必要なロープワークを習得します。また星空を見て、ロマン스를語ります。

◇第4回目 実習「一泊二日のキャンプ」

役場の人事

5月1日付で次のとおり職員
の人事異動を行いました。

(一)内は旧所属

▽住民課 住民係長・日高律子
(住民課 国保年金係長)

▽住民課 国保年金係長・秦浩
(住民課 住民係長)

◆退職

▽企画課 企画主査・花生時夫
(5月1日付)

キャンプにおけるテントの建て方、調理方法や遊び方など技術の習得とカヌー体験を行います

◇第5回目 実習と閉講式「カン トリーウォーク」

遠賀町の自然を歩きながら史跡や昔ばなしの里をたずねてみましょう。

●参加費用 一人 五千円(障害保険料を含む) キャンプの材料費は別途徴収

●参加申込及び取消 6月5日までに遠賀コミュニティセンターへ、電話で申し込んでください。☎(293)6525

申込後の取消は6月5日までとし、以後は参加費用全額を頂きます。定員は20人です。(定員になり次第締切ります。)

●講師とお世話をする人
文部大臣認定レクリエーションコーディネーター、日本キャンプ協会公認指導員、遠賀レクリエーションの会会員

●主催及び問い合わせ 遠賀レクリエーションの会 ☎(293)2065 野中英道さん

国民健康保険情報

ご存じですか「高額療養費の支給」

医療費の自己負担が一定額を超えると、超えた分が戻ってくるという話を耳にしたことがあると思いますが、これを「高額療養費の支給」といいます。支給を受けるには申請が必要です。

次のような場合に 支給が受けられます

一、同じ人が同じ月内に一つの医療機関で①六万三千六百円(住民税非課税世帯は②三万五千四百円)以上の自己負担金(かかった医療費の三割または二割)を支払った場合。

二、一つの世帯で二人(または二回)以上が病気やけがで同じ月内にそれぞれ医療費として三万円(住民税非課税世帯は二万円)以上の自己負担金を支払い、それらの額の合計が①六万三千六百円(住民税非課税世帯は②三万五千四百円)を超えた場合。

※平成8年4月診療分までは①の金額が六万三千元、②の金額が三万五千四百円で計算します。

三、過去十二か月以内に「高額療養費の支給」を受けるには、超えた分の自己負担金が一か月③三万七千二百円(住民税非課税世帯は④二万四千六百円)を超えた場合

支給の申請を お忘れなく

高額療養費の支給を受けるには申請が必要です。支払った医療費の領収書、保険証、印鑑をお持ちのうえ、国保年金係で申請をしてください。支給を銀行など金融機関の口座振込で受けたい人は、口座番号(世帯主のものに限る)を控えて来てください。

詳しくは、国保年金係へおたずねください

